

有効期間満了日 平成33年12月31日

熊交指第734号

平成30年12月6日

放置駐車違反取締り活動ガイドラインの策定及び公表等について（通達）

放置駐車違反取締り活動ガイドラインの策定及び公表については、「放置駐車取締り活動ガイドラインの策定及び公表について（通達）」（平成29年12月13日付け熊交指第660号）により実施しているところであるが、一部要領を改め、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって前記通達は廃止する。

記

第1 確認事務を委託する警察署における駐車監視員活動ガイドライン

道路交通法（以下「法」という。）第51条の8の規定により確認事務を委託する警察署（以下「委託署」という。）においては、法51条の12第1項及び法施行令第17条の7に基づく公示を行うことから、確認事務が公平・適正に行われ、かつ、透明性を確保するため、駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定、公表すること。

なお、策定に当たっては、PDCAサイクルに基づく活動を推進するため、確認標章の取付け状況及び地域住民等からの意見、要望等を適切に反映させること。

1 ガイドラインで公表する事項

ガイドラインには、別添1「駐車監視員活動ガイドライン（モデル）」を参考とし、以下の事項を定めて公表すること。

(1) 活動方針

駐車監視員がガイドラインに定める重点路線・地域及び時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する旨を明記すること。

(2) 重点路線及び重点地域

駐車監視員が放置車両の確認等を行うために重点的に巡回すべき路線及び地域を定めること。

ア 重点路線及び重点地域は、法第51条の12第1項の規定により委託署長が公示する放置車両確認機関が確認事務を行う区域の範囲内とすること。

イ 巡回の頻度等を勘案し、最重点路線・地域と重点路線・地域に分けることができるものとする。

ウ 熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成4年熊本市条例第17号）により指定されている「重点地域」についても考慮すること。

(3) 重点時間帯

前記(2)のそれぞれの重点路線・地域において、駐車監視員が重点的に巡回を行う時間帯を定めること。

(4) 自動二輪車等に関する事項

自動二輪車及び原動機付自転車については、熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年熊本市条例第31号）に規定にする「放置禁止区域の指定等」との整合性を確保しつつ、駐車監視員がこれらの車種の放置車両を確認するために重点的に巡回すべき路線、地域及び時間帯を前記(2)及び(3)に定める重点路線・地域及び重点時間帯の範囲内で抽出し、定めることができる。

(5) ガイドラインにおける確認標章の取付け状況

公表直前の1年間（原則として公表の前年の1月1日から12月31日まで。年度途中で改定する場合は、改定が必要と判断するに至った日を含む1年間とする。）における駐車監視員による確認標章の取付状況を、重点路線及び重点地域ごとに記載すること。

2 策定手順

ガイドラインは、以下の(1)から(4)までの手順により策定すること。

(1) ガイドライン（案）の作成

ガイドラインを策定しようとする委託署長は、以下の事項を中心に管内の駐車実態を的確に把握した上で、ガイドライン（案）を作成すること。

ア 違法駐車の状態

イ 違法駐車がその一因となったと認められる交通事故の発生状況

ウ 違法駐車による交通渋滞の発生状況

エ 違法駐車取締りに関する地域住民等の意見、要望

(2) 地域住民等の意見、要望の把握方法

前記2の(1)「エ 違法駐車取締りに関する地域住民等の意見、要望」を把握するに際しては、次に掲げる方法を参考とすること。ただし、「ア 警察署協議会における意見、要望の聴取」については、可能な限り実施すること。

ア 警察署協議会における意見、要望の聴取

イ 交番、駐在所連絡協議会等における意見、要望の聴取

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会、市町村の交通担当課、道路管理者等からの意見、要望の聴取

エ 110番その他の方法により警察署に寄せられた意見、要望の分析

(3) 交通指導課との調整

委託署長は、前記2の(1)により作成したガイドライン（案）については、重点路線・重点地域等を示した見取図を添付の上、交通指導課に送付すること。

交通指導課においては、次に掲げる事項を勘案の上、必要に応じて当該委託署に対する指導・調整を行うこと。

ア 県警察全体の取締り方針との整合性

イ 隣接警察署間での重点路線等の整合性

(4) ガイドラインの決定

警察署長は、前記2の(3)の交通指導課との調整を経た上で、ガイドラインを決定すること。

3 改定に関する検討

違法駐車の状態等が短期間で大きく変化することもあるため、ガイドラインは、以下の事項及び前記2の(1)並びに(2)記載事項の状態の変化等を踏まえ、随時見直しを行うこと。

なお、1年に1回以上必ず改定内容の有無について検討を行って改定の必要性を判断し、必要な措置をとること。

- (1) 大規模店舗の開店、道路の新設等による交通流量の変化
- (2) 関連交通規制の見直し状況

4 改定検討結果の報告

改定に関する検討を行ったときは、その都度、別記様式により交通指導課長を経由して報告すること。

5 公表

(1) 公表の方法

策定又は改定されたガイドラインについては、警察署掲示板への掲示による公表のほか、以下のアからエまでの方法を参考に、効果的な公表を行うこと。

- ア 熊本県警察のホームページへの掲載
- イ 本部、交番等における掲示又は配付
- ウ 交番・駐在所だより等への掲載
- エ 自治体広報紙等への掲載

(2) 公表の時期

策定又は改定されたガイドラインについては、策定又は改定の都度これを公表すること。

(3) 公示の場所及び方法

法第51条の12第1項、法施行令第17条の7の公示は、委託署の掲示板に掲示することにより行うこと。

第2 確認事務を委託しない警察署における違法駐車取締り活動方針の策定等

確認事務を委託しない警察署は、管内において計画的に違法駐車取締り活動を実施することが必要な地域について、「第1 確認事務を委託する警察署におけるガイドライン」に準じて検討を行い、別添2「違法駐車取締り活動方針（モデル）」を参考として、「違法駐車取締り活動方針」を策定し、公表すること。

なお、警察官による取締りが「違法駐車取締り活動方針」に定める重点場所等に限定されるとの誤解を与えないように留意すること。

※ 別添・別記様式（略）